

1 栃木市聖地公園における施設基準

(1) 墓碑等の設置基準

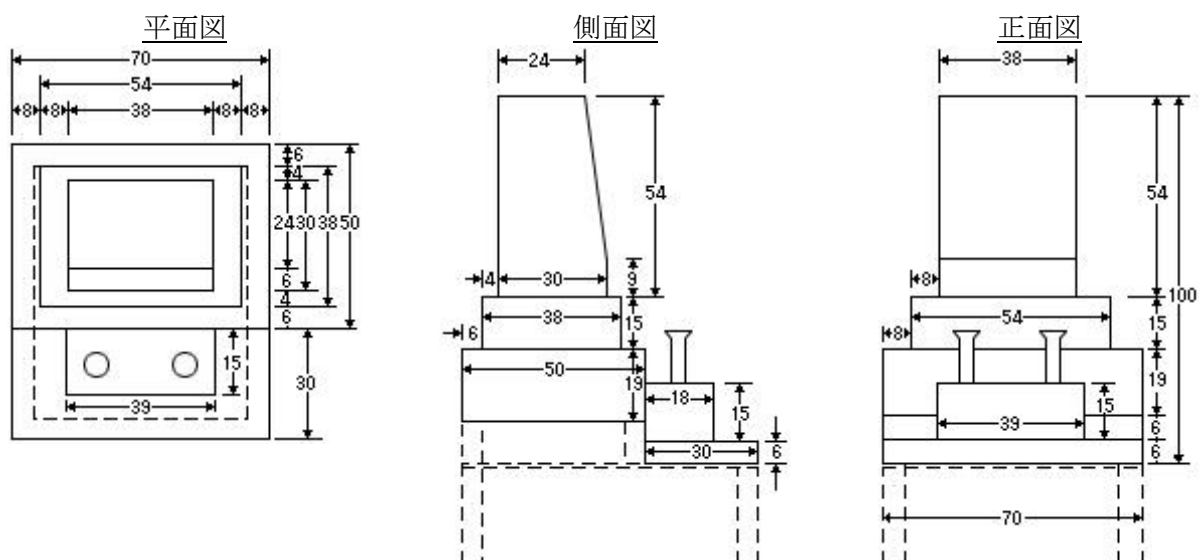
ア 墓碑は、1 使用場所につき1 基とする。

イ 次の表の左欄に掲げる墓所の墓碑の形状は、同表の右欄に掲げるものとし、墓所には、墓碑以外設置してはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

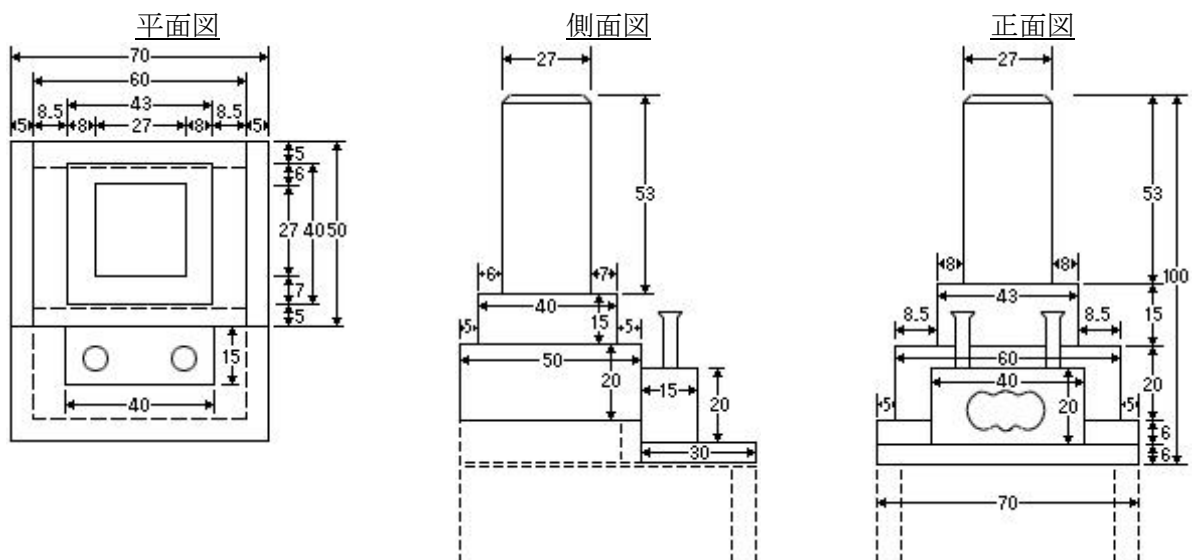
種別	形状
第1種、第2種、第3種、第5種、第6種、第9種	A型、B型、C型

単位：cm

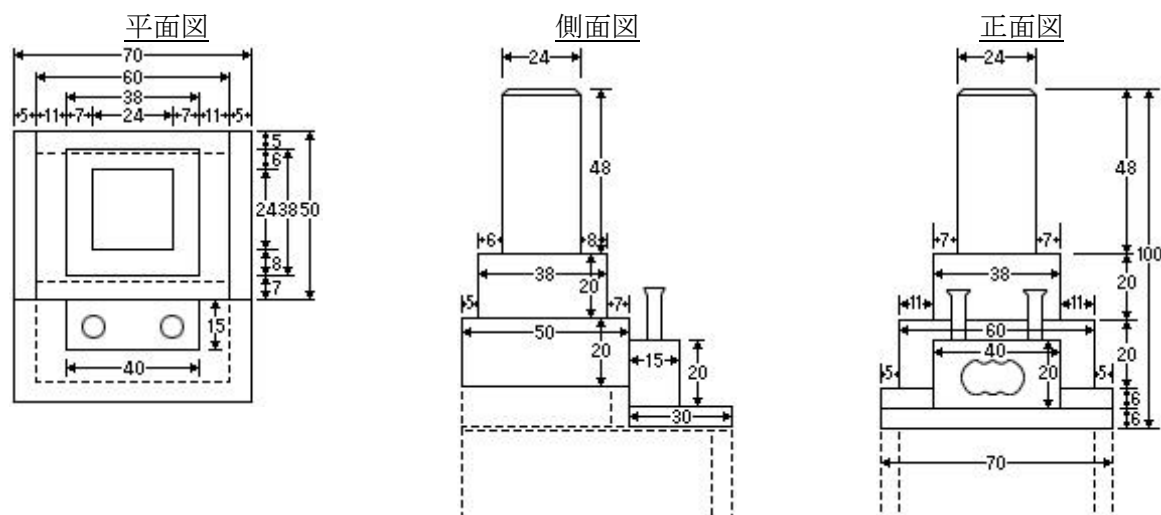
A型



B型



C型



(2) 市長は、前号の規定に基づき設置しようとする施設であっても、必要があると認めるときは、墓所の使用者に対し、当該施設の全部又は一部について変更を求めることができる。

(3) 墓所の使用者は、使用墓所内の囲障、形象類、墓碑及び樹木の傾倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の措置をしなければならない。